

三朝町告示第85号

令和5年第6回三朝町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年8月2日

三朝町長 松浦弘幸

1 期 日 令和5年8月9日 午前11時

2 場 所 三朝町議会議場

3 付議事件

- (1) 令和5年度三朝町一般会計補正予算（第4号）
- (2) 令和5年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）
- (3) 財産の取得について（マイクロバス（地域・福祉バス））
- (4) 財産の無償譲渡について（土地）
- (5) 工作物収去土地明渡等請求事件に係る和解について

○開会日に応招した議員

森 貴美子	小 椋 泰 志
河 村 明 浩	吉 村 美穂子
松 原 成 利	松 原 茂 隆
能 見 貞 明	石 田 恭 二
山 口 博	藤 井 克 孝
遠 藤 勝太郎	吉 田 道 明

○応招しなかった議員

な し

第6回 三 朝 町 議 会 臨 時 会 議 録 (第1日)

令和5年8月9日 (水曜日)

議事日程

令和5年8月9日 午前11時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・報告第6号 議会の委任による専決処分の報告について (損害賠償に係る和解)
 - ・例月出納検査の結果報告について
- 日程第4 議案第52号 令和5年度三朝町一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第5 議案第53号 令和5年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第6 議案第54号 財産の取得について (マイクロバス (地域・福祉バス))
- 日程第7 議案第55号 財産の無償譲渡について (土地)
- 日程第8 議案第56号 工作物収去土地明渡等請求事件に係る和解について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・報告第6号 議会の委任による専決処分の報告について (損害賠償に係る和解)
 - ・例月出納検査の結果報告について
- 日程第4 議案第52号 令和5年度三朝町一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第5 議案第53号 令和5年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第6 議案第54号 財産の取得について (マイクロバス (地域・福祉バス))
- 日程第7 議案第55号 財産の無償譲渡について (土地)
- 日程第8 議案第56号 工作物収去土地明渡等請求事件に係る和解について
-

出席議員（12名）

1番	森	貴美子	2番	小	棕	泰	志		
3番	河	村	明	浩	4番	吉	村	美穂子	
5番	松	原	成	利	6番	松	原	茂	隆
7番	能	見	貞	明	8番	石	田	恭	二
9番	山	口	博		10番	藤	井	克	孝
11番	遠	藤	勝太郎		12番	吉	田	道	明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長…………… 新 寛 主 事…………… 菅 田 知 佳

説明のため出席した者の職氏名

町長……………	松	浦	弘	幸	副町長……………	赤	坂	英	樹
教育長……………	西	田	寛	司	総務課長……………	大	村	真優美	
地域振興監……………	青	木	大	雄	財政課長……………	吉	田	栄	治
建設水道課長……………	藤	井	和	正	観光交流課長……………	藤	井	紀	好
総務課参事……………	竹	本	将	樹	図書館長……………	毛	利	純	

午前11時8分開会

○議長（吉田 道明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第6回三朝町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田 道明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、3番、河村明浩議員、4番、吉村美穂子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（吉田 道明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（吉田 道明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告第6号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償に係る和解）について、報告を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 報告案件について申し上げます。

報告第6号、町所有の公用車による交通事故に関しまして、相手方と和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもので、同条第2項の規定により本議会に報告するものでございます。

よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（吉田 道明君） 例月出納検査の結果報告について、監査委員から令和5年5月分、6月分の報告書が提出されておりますので、閲覧願います。

日程第4 議案第52号 から 日程第8 議案第56号

○議長（吉田 道明君） お諮りいたします。議事の進行上、この際日程を変更して日程第4から日程第8の5件の議案を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、この際日程を変更して日程第4から日

程第8、すなわち議案第52号から議案第56号の5件の議案を一括議題とすることといたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 今期臨時会に提案いたしました各議案につきまして、その概要を説明申し上げます。御理解を賜りたいと存じます。

議案第52号、令和5年度三朝町一般会計補正予算（第4号）について、概要を申し上げます。

町制施行70周年記念事業として、民間発案によるイベント事業を支援するほか、先般閉鎖されたたまわりの湯に代わる入浴施設を当分の間運営するために必要な費用等を計上するもので、財源と併せて所要の調整を行うものでございます。

今期補正予算では、歳入歳出それぞれ、302万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を66億9,691万8,000円とするものでございます。

議案第53号、令和5年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、三朝高原地内に存在する温泉施設の収去等に係る和解調停に必要な費用を計上するもので、財源と併せて所要の調整を行うものでございます。

議案第54号、財産の取得につきましては、老朽化したマイクロバスを更新整備するもので、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決をお願いするものでございます。

議案第55号、財産の無償譲渡につきましては、桜ヶ丘区からの申請を受け、公民館用地として使用中の町所有の土地を無償譲渡することにより、地域振興を図ろうとするものでございます。

議案第56号、工作物収去土地明渡等請求事件に係る和解につきましては、三朝高原地内に存在する温泉施設及び水道施設等の工作物の収去と土地明け渡しについて、相手方との合意に至りましたので、和解したいとするものです。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 続いて、各議案について細部説明を求めます。

議案第52号、令和5年度三朝町一般会計補正予算（第4号）、吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第52号、令和5年度三朝町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。議案書7ページを御覧いただきたいと思います。

今回の補正額につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ、302万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億9,691万8,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算の主な内容を事項別明細書等により、御説明させていただきます。歳出から御説明申し上げます。

12 ページ総務費でございますが、70 周年で変わるみささ共動事業ですが、民間発案企画として三朝温泉の活性化イベントの提案があったことから、町制施行 70 周年記念事業の一つとして三朝温泉の元気を発信し、未来につなげることで地域の活性化を図ることを目的として、当該イベント事業について支援するものでございます。

その下、行政争訟等対応費ですが、三朝高原地内に存在する温泉施設の収去等に係る和解調停や空き家対策に必要な費用を計上するものです。

最後に一番下、商工費、観光施設特別経費ですが、NPO が運営していたたまわりの湯の閉鎖に伴う対応について、関係機関の協力を得て、当分の間、代替入浴施設を運営するために必要な費用を計上するものでございます。

これら事業の財源につきましては、それぞれ基金の活用を図ることとしています。

以上が、令和 5 年度三朝町一般会計補正予算（第 4 号）の概要でございます。以上です。

○議長（吉田 道明君） 議案第 53 号、令和 5 年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）、藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第 53 号、令和 5 年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。議案書は 13 ページからでございます。初めに、18 ページ歳入歳出補正予算事項別明細書をお願いいたします。

今期補正予算では 歳入歳出それぞれ 5 4 4 万円増額し、総額を 2, 9 4 4 万円とするものでございます。

19 ページをお願いいたします。

歳出の温泉配湯施設管理費につきましては、三朝高原地内の民地に設置してあります町所有温泉施設に関する工作物収去土地明渡等請求事件の和解調定に必要な費用を補正したいものでございます。

財源につきましては、財政調整基金からの繰入金を予定しています。

以上でございます。

○議長（吉田 道明君） 議案第 54 号、財産の取得について（マイクロバス（地域・福祉バス））、大村総務課長。

○総務課長（大村 真優美君） 議案書 21 ページを御覧ください。議案第 54 号、財産の取得について説明をさせていただきます。

平成 17 年に整備したマイクロバスの老朽化に伴い、更新整備するもので、7 月 7 日に入札を執行し、落札業者との契約を予定しています。契約の相手方は、鳥取県東伯郡三朝町今泉 1068 番地

2、有限会社本田モータース、代表取締役本田朱美で、取得金額は803万1,800円です。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（吉田 道明君） 議案第55号、財産の無償譲渡について（土地）、吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第55号、財産の無償譲渡について（土地）、御説明申し上げます。議案書は23ページでございます。

今回無償譲渡を行おうとする町有地は、平成3年に桜ヶ丘区の公民館用地として町に寄附されたものです。このたび、新たに桜ヶ丘区が地縁団体の認可を受け土地を所有することが可能となったことから、桜ヶ丘区への無償譲渡し、今後も区の活動拠点とすることで、地域振興に寄与するため、地方自治法の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第56号、工作物収去土地明渡等請求事件に係る和解について、藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第56号、工作物収去土地明渡等請求事件に係る和解について、御説明申し上げます。議案書は25ページからでございます。

事件名は、鳥取地方裁判所倉吉支部令和3年（ワ）第22号、工作物収去土地明渡等請求事件でございます。相手方は、ゼネラル貿易株式会社。和解の内容につきましては、（1）三朝高原地内に三朝町が所有、設置しています温泉施設に関する和解金として544万円を支払う。（2）前号の金員を、本年10月2日までに支払う。（5）三朝町が現在使用しています水道供給事業施設の土地使用料は無償とする。（6）立入等が必要な場合は相手方に事前に通知し作業することが可能であります。（7）水道供給事業を終了した際には、相手方に通知するとともに、その後の取扱いについて協議する。（8）訴訟費用は、各自の負担とする。以上の内容でございます。

当該事件の事由といたしましては、和解の相手方が、温泉送湯管、温泉貯湯槽、水道送水管及び水道配水管を収去し、本件土地を明け渡すこと等を求めて訴えを提起し、その後、温泉施設の所有権及び水道施設の地役権等について争ってきましたが、鳥取地方裁判所倉吉支部から和解条項が提示され、双方合意に至り和解勧告を受諾することとしたものであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） これより質疑に入ります。

質疑は議事の進行上、一件ごとに議案の順を追ってすることといたします。

議案第52号、令和5年度三朝町一般会計補正予算（第4号）について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 53 号、令和 5 年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 54 号、財産の取得について（マイクロバス（地域・福祉バス））について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 55 号、財産の無償譲渡について（土地）について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 56 号、工作物収去土地明渡等請求事件に係る和解について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 道明君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件は、議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、今期臨時会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて、令和 5 年第 6 回三朝町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 24 分閉会
